

町内会集会所新築等補助金交付要綱の改正について

(改正の内容)

住民自治の振興や地域住民の連携意識と福祉の向上に寄与するため、町内会集会所新築等補助金を交付しているところです。

町内会活動の促進等を図るため、令和4年度からは新築・増築の場合の補助上限額を350万円から500万円に引き上げます。

町内会集会所新築等補助金【改正後の制度概要】

<趣旨>

住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、町内会が集会所を新築等するとき、町内会に対して予算の範囲内で補助金を交付するもの。

<補助対象>

地域の町内会が設置、運営及び利用し、維持管理費も町内会が負担する集会施設。又は町内会が市有建物を借り受け、前記と同様に利用するもので市長が認めたもの。

<概要>※詳細は、下記にお問い合わせください。

	補助率	補助上限額
新築又は増築(33㎡以上)	1/3	500万円
修繕(補助対象経費30万円以上)	1/3	100万円
合併浄化槽の設置	人槽区分による	
耐震改修工事	1/3	100万円
エアコン(補助対象経費5万円以上)	1/2	10万円

<申請時期>

○申請年度の4月1日から1月31日まで(ただし予算がなくなり次第、受付終了。)

○申請年度の3月31日までに補助事業が完了するものに限りです。

○補助金の交付を受ける場合は、補助事業実施前に補助金交付申請書等を提出し、交付決定後に、事業を実施してください。

【問い合わせ先】

市民協働企画総務課 TEL(086)803-1063

北区役所総務・地域振興課 地域づくり推進室 TEL (086)803-1656

中区役所総務・地域振興課 地域づくり推進室 TEL (086)901-1602

東区役所総務・地域振興課 地域づくり推進室 TEL (086)944-5038

南区役所総務・地域振興課 地域づくり推進室 TEL (086)902-3502



※交付申請書等の送付が必要な場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

※交付申請書等の掲載 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016227.html>